**平成２２年（フ）第３７７９号**
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目７番23号
ハイツ茅ヶ崎102
債務者　木原　　愛
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３号**
横浜市泉区和泉町5268番地８　グリーンヴィラいずみ野105号
債務者　石井　　直
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２号**
横浜市港北区樽町４丁目10番25号　ラフィーネ港北Ⅱ304
債務者　水沢　久男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２４号**
横浜市都筑区平台６番31号
債務者　山田真佐志
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３７号**
横浜市港北区新吉田東７丁目９番７号　ハイツ富岡第二　201号室
債務者　奥富　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１７８号**
横浜市戸塚区汲沢町1154番地３　石井第５ハイツ103号
債務者　櫻井登美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８５号**
横浜市神奈川区松見町３丁目942番地３　ダイアパレス妙蓮寺Ｂ―10号
債務者　安藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９２号**
神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目12番３号
ビューパレス湘南小和田206号
債務者　黒川　英樹
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２０１号**
横浜市港南区港南台７丁目23番25号　ヴィラフルール201
債務者　大竹　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２６号**
栃木県宇都宮市陽東１丁目10番11号、前住所栃木県真岡市長田2072番地１　パークサイドかやの201号
債務者　小林　輝仁
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２９号**
栃木県矢板市東泉230番地７
債務者　増子　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２８号**
栃木県鹿沼市上殿町171番地１
債務者　本間　和枝
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３０号**
栃木県栃木市大平町西野田595番地３
債務者　篠原かおり
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３５号**
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1439番地７、前住所栃木県日光市平ケ崎363番地１　レオパレスグリーングラス103
債務者　沼尾　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３６号**
栃木県日光市鬼怒川温泉大原988番地34
債務者　渡部ハツ子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４６号**
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目27番４号
債務者　八木　康守
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係